

Title	マイネッケの政治思想：外交優位の思想と市民的自由
Sub Title	Meineckes politische Idee
Author	米田, 治(Yoneda, Osamu)
Publisher	三田史学会
Publication year	1962
Jtitle	史学 Vol.35, No.2/3 (1962. 12) ,p.143(299)- 172(328)
JaLC DOI	
Abstract	Der Satz vom Primat der Aussenpolitik ist Leopold von Ranke standig ein Kerngedanke der deutschen Geschichtswissenschaft gewesen und geblieben, wenigstens bis in die jungste Zeit. Und uber die historische Forschungsgebiet hinaus spielte der Grund-Satz als Stutze eines Machtstaatsgedankens auch fur die politische Ideologie des deutschen Nationalismus eine fuhrende Rolle. Jene Katastrophe aber, die Deutschland nach den Jahren des tollen Kriegs traf, hat notwendigerweise zur Revision der bisherigen historisch-politischen Gedanken gefuhrt. Man kann wohl sagen, dass die grosse Problematik der bisherigen deutschen Geschichtswissenschaft, der das obengedachte Prinzip seit Ranke fortwahrend zugrunde lag, auch in Meineckes Gedanken bestanden. Denn er war ohne Zweifel einer der grossten Nachfolger und Vertreter der Rankeschen geschichtswissenschaftlichen Grundeinstellung. Andererseits ist es nicht zu ubersehen, dass das Individualitatsprinzip auch Meineckes Denken richtgebend bestimmte. An dem Prinzip knupfte sich alles, was Meinecke lieb und teuer war in seiner Betrachtung der geschichtlichen Welt. Es muss hier die Frage gerichtet werden, wie er auf Grund des Satzes vom Primat der Aussenpolitik den Gedanken der Individualitat, besonders denselben der individuellen, ziviler Freiheit, entwickelte. Von einem solchen Aspekt her stellt sich die Beziehung von Individuum und Machtstaat bei Meineckes politischer Idee.
Notes	間崎万里先生頌寿記念
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19621200-0143">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19621200-0143</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# マイネツケの政治思想

— 外交優位の思想と市民的自由 —

米 田 治

外交優位の思想のマイネツケの政治思想において核心をなす要素の一つである。この思想は歴史家として又哲学者としての、政治現象一般に対する彼のアプローチに深い意味を有しているだけでなく、現実のドイツ帝国の諸制度、諸政策に対する彼の態度決定においても重要な意義を有している。この外交優位の原則とはH・ヘフターによれば、「国家生活は外へ向つての国家権力の展開に、他の諸国家へ向つての自己運動に存すること、それ故に外交上の努力と必要とが内政上の諸制度に決定的に溯及して影響を及ぼす<sup>1)</sup>ということ」である。それをマイネツケは次の如く語っている。「内政と外交とは極めて緊密な関係に立っている。しかし一方―内政―の遂行方式 (Verfahrensweisen) が他方―外交―の遂行方式であり、又そうであり得るのではなくして、一方の目的目標が他方のそれによつて打樹てられねばならないのである。この意味において内政は外交からその法則を受け取らねばならない<sup>2)</sup>」。この見解によるならば、国家間の対立抗争こそ国家の生存を脅かす最大の脅威であり、この脅威に対処するために最大の考慮を払うことが国家の主要

関心事でなければならぬ。それ故外交優位の原則によるなら、内政上の考慮を国家間における国家の独立の維持とか、国家間において行われる力の斗争によつて課せられた心然性に従属させ、国家内部の体制を、国家のかような対外的行動を遂行するのに最も適切に組織しなければならず、国家の成員たる個々の市民の要求や彼らの諸価値をもかような対外的必然性に従属させられるべきであつた。この見解こそランケの古典的学説であり、ランケ以来第二次世界大戦直後に到るまでドイツ歴史学の中心的思想であり続けた。マイネツケもかようなドイツ歴史学の伝統の中にあり、ランケの古典的学説の継承者として彼の学問上の営為を行つた。そして「ランケこそ国家生活における自然法則を発見したのであり……この法則は今後も永続的に行われるのであらうといふことをますます確証して来た<sup>(3)</sup>」と彼は語るのである。

近代ドイツの歴史思想、政治思想を貫いてその基調をなして来たのがかような外交優位の思想であつた。そしてそれは歴史研究の領域を超えて拡がり、権力国家思想の支柱としてドイツナショナリズムの政治的イデオロギーに重要な意味と役割を担うものとなり、ビスマルクの時代を経て汎ドイツ主義、国家社会主義へと昂められて行つたこと、そして第二次世界大戦によるドイツの破滅が従来のかような歴史思想、政治思想に大きな変革をもたらしたことは事新しく指摘するまでもないところであらう。<sup>(4)</sup>

このドイツに伝統的な外交優位の思想とは対照的な内政優位の思想と称すべきものは、アングロサクソンの世界の政治思想であらう。このアングロサクソン政治思想の主流は、多様な国家によつて構成されている国際的領域の中において国家を考察するのではなく、そのような国際的領域とは切離して、孤立した政治的社会として国家そのものを取扱つた。それ故かような把握においては国家は内政的見地からのみ取上げられ、内政と外交との関連に考察が向けられるこ

とは少なかつた。我々は国家間の世界ではなく国家そのものを自然の状態と同一視したホツブスを、又調和社会が可能である理性の領域の彼方の永遠の暴力の領域へと国家間の世界を追放したDヒュームを、又人間性の類似という前提からすべての政治組織の類似という結論を抜き出し、それによつて国家間の関係を世界調和と同一視したベンタムを想起すれば十分であろう。そして彼らは自由な個人から出発して、かような個人の結合が如何にして国家組織へと高まつて行くかに関心を集中する。アングロサクソンの世界が政治思想の伝統に、近代的自然法にもとづく契約説を有していることも十分このことを説明している。何れにせよこれら三人の思想家の学説はそれぞれ相違しているが、前二者にあつては外交上の領域は抹殺せられて内政上の領域のみが政治理論の対象とせられ、後者にあつては内政上の原則が国家間の領域にまで拡大せられて、外交上の領域は内政上の領域と同一視されている。何れにせよアングロサクソンの世界の政治理論にあつては内政優位の原則が貫かれていゝと言つてよいであろう。それ故外交優位の思想にあつては全体としての国家組織、国家権力に重心が置かれるに比して内政優位の思想においては国家を構成する個々の自由なる個人、市民に重心があると考へ得る。<sup>(5)</sup>

論をここまで進めてくると本稿で取上げようとする問題が明らかになつてくる。即ちそれは、外交優位の思想は内政優位の思想が強調する個人の市民的自由を如何に考えるべきかの問題である。そしてこの問題を私はマイネツケにおいて考へて見たいと思う。何故に彼においてこの問題を取上げるかと言うなら、第一に彼は外交優位の思想というドイツ政治思想、歴史思想の伝統の現代における正統的継承者であり且つその最大の代表者であること、第二に彼は外交優位の思想の伝統の継承者であつたとはいへ、この思想の有する欠陥を知悉し、彼の思想上の師ランケよりもはるかに個人の人格性とその尊厳について理解を有していた。<sup>(6)</sup>それ故彼の政治思想には外交優位の原理と個人の自由の原理との間

に極めて強度の緊張が存在していた。第三に彼の生きていた時代が特にドイツにおいて外交優位の思想が提起する歴史的葛藤とその問題性を最も強烈且つ複雑に現出させていることによるのである。

問題の性質上、本稿において取上げられるべきマイネツケの思想の時代的限定は、問題とされる彼の思想が政治と国家に関するものである限り、彼の思想の発展についてのWホーフアの時代区分に即するならば、第一次世界大戦が終るまでの第一の発展段階と、ワイマール共和制が終る一九三三年までの第二の発展段階が考慮の中に入つてくる。成程たしかに第二の段階以後においても彼の思想の発展は見られるにせよ、もはや彼の思想において政治は重要な第一義的比重を占めることはできない。一九三三年—ナチスが政権を掌握した年—以後、彼は漸次公的地位と学問的思想的影響力とを剝奪され—一八九三年以来殆んど半世紀近くその地位にあったHistorische Zeitschriftの編集者の地位は一九三五年に辞した—、彼の関心も政治理論から歴史哲学へ移行して行つたことは彼の三大主要著作の最後のものである。「歴史主義の成立」に示されている。しかしこのことは彼が政治思想に何ら関心を示さなくなつたことを意味せず、ナチスによつて政治的沈黙を強制されていた時代においても彼が深い政治的理解を示しているし、又「歴史主義の成立」も *politisch* の概念を狭く理解しないなら、政治的な書物として理解されるべきことが指摘されている。又この時期においてもナチスイデオログと論争する彼の姿を見出すことができる<sup>(10)</sup>。しかし我々は彼の「近世における国家理性の理念」において彼の政治思想の最高の表現を見る。たしかにこの書は彼が自らの政治思想について体系的叙述をなした書物中の最大にして最も主要なるものであり、そして「この著作には彼が後に成就したさまざまな洞察—そしてこの洞察はより包括的な脈絡において、特に彼自身の個人的な政治的行動において数え上げることのできるものであるが—が予見される」<sup>(11)</sup>のである。又このワイマール共和制の時代は彼が現実の政治に最も意欲的に立向つた時期でもあつた。

しかし本稿においては、彼の政治思想の最高の段階としての第二の時期に到る前段階としての第一の発展段階に論究の対象を限定したい。何故なら「国家理性の理念」において象徴される彼の政治思想の最高の段階への発展を把握せんがためには、先づ前段階を理解しなければならぬからであり、この第一の時期において彼の思想の発展全体の基盤が、即ち政治思想について言うなら「国民国家の理念」が形成されたからである。そしてこの時期―第二帝制の時期―においては、彼が時代と政治の現実に極めて強い関心を抱き、極めて意欲的に現実に立向つたことは言うまでもない。<sup>(12)</sup>

彼の思想の第一の時期を取上げる場合、断つておきたいことは、ホーフアは第一の段階より第二の段階への移行を大まかに第一次世界大戦で以つて劃しているが、R・スターリングの綿密な研究によると、彼は、一九一四年より一九一八年に及ぶ大戦の時期においてこの移行が漸次的に一九一六から一九一七年において行われたことを指摘している。<sup>(13)</sup>そしてこの移行が次のワイマル時代の彼の思想を決定的に規定したことを考慮するなら、この移行はそれだけで単独に取上げられるべき価値を有する問題であろう。それ故本稿において取上げるべき時期的限定は主として第一次世界大戦前におくが、「主として」との留保をつけるのは大戦の前半期―一九一四年より一六年まで―はまだ大戦前の思想が支配的であり、それ故この大戦の前半の時期にまで延長して考察を行うことになるからである。勿論思想の移行の時期を厳密明確に指摘し、前の思想と後の思想とを直截に劃することは困難である。それ故若干の例外も存しよう。以上のような限定と留保を附してこの問題の考察を進めたい。

## 二

外交優位の思想がマイネツケの政治思想において核心をなすものであることは既述した。先づ彼の政治思想を外交上

の側面から考察して見よう。何故なら既に見た如く彼は、国家の第一の関心は外的脅威から自己を守ることであり、又そうであらねばならぬという命題に普遍的正当性を承認しているからである。<sup>(14)</sup> 成程彼はこの命題の正当性を絶対的なものとして承認しなかつたことは事実であり、又この命題から一時的に逸脱していると思われる箇所を彼の著作において指摘することは可能である。<sup>(15)</sup> しかし彼は国家の行動をこの見地よりアプローチし、外交政策の優位を国家行動の支配的傾向として取扱つたと言ふことができる。この外交優位の原則を彼は具体的に如何に把握しているか、如何に彼の歴史叙述に適用しているか、端的に実例を見よう。

第一次大戦前においてドイツの歴史的的政治的現実を観察する場合の歴史的鑑を彼に提示したものは、プロイセン改革の歴史であつた。このプロイセン改革についての彼の研究<sup>(16)</sup>において、外交優位の原則という主調音はこの研究の全体に亘つて響いている。即ちプロイセン改革はフランス革命とナポレオン戦争によつて大いに促進せられたとの彼の主張、又改革のための動機はこれらの外的脅威により得られたものであり、外敵の侵略に抵抗し得る強力な国家を創り出そうとの目的がこの改革の意図するところであるとの彼の基本的見解、これらこそこの主調音であつた。彼はシュタインの国民的規模の上に立つ代議制度創設計画を――これは実現されないで終つたが――解放戦争のための強力な武器と看做して、「国民が帝国議会の設立によつて獲得し得たであろうところの政治上の権力は、ナポレオンの支配に対する斗争のための力と情熱とをつくり出すことを第一義的に計画されたものであつた<sup>(17)</sup>」と述べている。又ナポレオンの敗北後もしばらくの間は外交上の考慮は内政改革のための刺戟たり続け、彼の述べるところによれば、一八一四年九月のポイエン將軍の自由主義的な軍制改革案が実現したのは、この軍制改革を推進することによつてウィーン會議に圧力を及ぼし、それによつてこの會議をプロイセンの有利に導こうとの国王と首相ハンデンベルヒの意図から出たのだつた。「もし国

王とハルデンベルヒがボイエンの軍制改革案を好意的に承認したとしても、彼らの本質的考慮は何れにせよ来るべきウィーン会議にあつたのであり、一般兵役制度によつて武装したプロイセン国家をヨーロッパの列強に誇示して、これらの列強に深甚な感銘をあたえようとしたのだつた。ここにおいても我々は再び内政と外交、改革への意欲と権力の必要との関連を感取するであらう<sup>(18)</sup>。以上の考察から、内政改革への強力な刺戟は一般的には国家の対外的状況から生ずることが示されたであらう。

しかし対外的状況が国内政治にあたえる影響を彼は、内政改革のための刺戟に局限しなかつた。逆に彼は対外的状況に内政改革を終息させる最大の要因を見ている。ウィーン会議の結果は、ドイツの統一をプロイセンの主導下に遂行することを不可能ならしめた。しかしグナイゼナウらのプロイセン改革派の人々はドイツ統一の問題を一時的に棚上げ状態にしておき、専らその努力をプロイセンの内政改革に集中しようとした。彼らのこの努力をマイネッケは無益なものと判断して次の如く批判する、「もしプロイセンが自己にのみ依拠しつつ、あたえられた現在の国際状況においてこの課題——ドイツ統一の事業——を大規模に達成し得ると彼——グナイゼナウ——が信じていたとするなら、彼はこの困難さを過少評価したと言ふべきであらう。国家の内政・外交の生活は……一方——対外的政策——を長期間に亘つて休止させたままでおきながら、他方——内政政策——に強力にその努力を集中するにはあまりにも密接な関連を有しすぎている。その当時のプロイセンの対外的な政治状況——これはプロイセンの保守派と結びついた神聖同盟を指すのであるが——はプロイセンの内政に影響を及ぼさずにはおかない。そしてこのことは、神聖同盟がプロイセン国内における本来的な、神聖同盟との同盟者を貴族の党派において、保守派の官僚において見出している故、ますます真実なのである。そしてこの貴族の党派、保守派の官僚は自由な国民生活への解放を不信と猜疑の念を抱いて注視していたのである<sup>(19)</sup>」。



ドイツにおける一八四八年の革命運動についての彼の考察も同様の見地からなされている。即ちこの革命は全体としてのドイツ国民と、強国としての正当な権利を有するプロイセン国家との間の関係という次元に置かれて考察されている。それ故にこの革命運動は全体としてのドイツという国際政治の領域に対するプロイセン国家の外交政策という問題として取上げられているのであつて、この問題の焦点はプロイセンの外交政策がプロイセン国家の利益を指向すべきか、全体としてのドイツ国民の利益を指向すべきかの選択の問題なのである。そして内政問題をめぐつて展開される保守派と自由派との斗争も、全体としてのドイツという国際政治の領域における自律的国家としてのプロイセン国家の生存とその運命という彼の提起した問題にとつては、第二義的な意味しか有しないのである。そしてこれが「世界市民主義と国民国家」の第二部を一貫する主要テーマに外ならない。

ここにおいては立憲上の理念も外交上のタクティスの次元に帰せられている。一八四八年十二月五日にプロイセン国王が發布したかなり自由主義的な内容を持つ欽定憲法<sup>20</sup>も、プロイセン国家がドイツにおいてヘゲモニーを獲得しようとする手段であつた。何故ならプロイセンはもはや単独では国家としての生存を維持し得ない状況にあり、ドイツ諸邦、ひいてはヨーロッパ政治の影響と密接に結びついているのであつて、万一、プロイセンが全ドイツに拡がつている立憲的理念に対する同情、共感という大なる歴史的潮流に逆つて孤立の道を歩むなら、自国の生存と勢力拡大の途を閉ざすこととなるであらう。かくして彼はランケの模範に従いつつ、「ランケは……同時代の人々の要求においてではなく、亦プロイセンの国内問題としてではなくしてドイツに対するプロイセンの関係において、プロイセンが立憲的体制を支持すべき最も強力な理由を見た。もはやプロイセンはフリードリヒ大王の時代におけるように独力で前進することは、不可能である、そしてプロイセン国家の権力の一部、プロイセンがヨーロッパに対して有している意義の一部は今

やドイツとの関連に存している。とランケは語っている。孤立の途を辿ることを欲するなら、辛、苦、し、て、創、り、上、げ、た、関、税、同、盟を放棄しなければならぬ。かくしてドイツに影響を及ぼすか、孤立を甘受するかの選択の問題のみが存する。影響を及ぼす方法をランケは、プロイセンがドイツにおいて一等国としての地位を占めることにのみ見た、しかし影響を及ぼそうとするならば、プロイセンは今や立憲的理念を実現せねばならなかつた<sup>(22)</sup>と述べるのである。

一八七一年以後の、世界とヨーロッパにおけるドイツの位置についてマイネツケが考察したとき、外交優位の思想のもう一つの面が、しかもこの思想の絶頂にまで高められた形において示されている。彼は、一八七一年以後のドイツ帝国におけるプロイセンのリーダーシップとドイツ帝国の内政政策の基調をなしていたプロイセンの権力国家的軍国主義的統治組織はドイツを回繞しているヨーロッパの諸列強によつて課せられた不可避的必然性であると結論した。「ドイツにおけるプロイセン主義の優位とプロイセンにおける伝統的な保守主義傾向の優越は単に権力に基づくのではなく、又経済的社会的関係の結果でもなくして、それはヨーロッパの列強が持たねばならなかつたところの、第一義的にして最も緊急を要する生存の必然性に基づいているのである<sup>(23)</sup>」。そして「プロイセンの制度を保持するための最も重要な動機は権力政治的動機であつた。権力政治の必要は未来においてもドイツ帝国の立憲的生活を最終的基盤において規定し続けるまでであろう。そして外部の世界に対する自国の防衛は、軍国主義と軍国主義に奉仕するところの国内におけるプロイセンの制度とを我々が信頼し続けることを要求する<sup>(24)</sup>」。これらの文章は第一次大戦初期の熱狂的雰囲気の中において書かれた。そしてこのような雰囲気は彼をして、ドイツ軍国主義がドイツ人を侵略的民族とし、市民的政府の機能を奪つてしまつたのだとの非難に対して次のような反論をなさしめたのだつた、「三十年戦争以来いつも我々の無力が我々をして嘗めることを強いた苦惱をどうして我々は忘れ得よう。我々に軍事力を最大限に発展させることを要求し

たのは鉄の如き必然性であつた。それが我々の独立を確実に保証する唯一のものである<sup>(25)</sup>。

外交優位についての彼の以上の如き引用から、我々は第一に国家の対外的必要は内政の領域において自由主義的な改革を要請するとの命題を描き出し、第二に外交政策上の必要が厳格な軍国主義的権威主義的国内体制を要調するとの命題を抜き出すことができる。第一の命題においてマイネツケが好んで引用する「諸国民の創造的緊張<sup>(26)</sup>」というフイヒテ的概念を、国民も個別的人格も外的世界との抗争と適応過程を通じてのみ道徳的心性を發展させ得るとのマイネツケの信念を、我々は読み取ることもできよう。そして彼のこの信念を、諸国家間の斗争が道徳的エネルギーの斗争であり、よりすぐれた道徳的力が一般的に言つて最後の勝利をしめ、又かような道徳的エネルギーが内政上の自由を前進させるのであると換言することもできよう。しかし第二の命題に示されている如く、外交政策の必要が内政政策に別の道をとらせて市民の自由を制限するような影響を及ぼすことを彼は十分に洞察していた。この二つの命題の矛盾を如何に解釈すべきであろうか。

その場合「国内生活における革命と反革命との間の両極性は、外交関係における権力政策という大問題にとつては二義的なものである<sup>(28)</sup>」というマイネツケの論点は十分に考慮されなければならない。即ち外交政策が内政政策に優位するということが、そして専らそのことのみが問題なのであつて、外交政策の要請がどのような内政政策を具体的にもたらしたか、それがリベラルなものであるか保守的なものであるか、革命的なものであるか反革命的なものであるかどうかは重要な意義を持たないのである。

確かに彼は個人の自由、内政上の諸制度の自由に深い関心を抱いていた。この関心の深さ強さは彼の思想上の師ランケを凌駕していたと言つてよい<sup>(29)</sup>。しかし個人の自由を、立憲的体制を推称したとしても彼が外交優位の見地からこの個

人の自由の問題を取扱う限り、その憲法は國家の外交政策に抵触する市民の自由を承認し得ないであろう。それ故國家の機能の中最も基本的にして最もデリケートな外交政策は、國民大衆の感情の圧力から免れているべきものであると彼は考える。<sup>(30)</sup>「外交政策は大部分信頼の事項 (Vertrauenssache) — 信頼に基づいた独裁制 (Vertrauensdiktatur) に属するものであり、いつまでもそうであり続けるであろう」<sup>(31)</sup>。

憲法は國家をも市民をも保護せねばならない。憲法の使命は市民的自由と國家權力との必要との間に最良の關係をつくり出すことであらねばならない。マイネツケは憲法が統治のすべての権利すべての責任を市民に引渡すべきであるとの見解に賛成することができなかつた。むしろ彼は憲法を一面においては市民の権限を、他面においては國家の権限を規定する手段と看做した。一方の諸権限と他方の諸権限とは相互に不可侵であつて、憲法は一方においては市民の権限が政府の権限によつて侵犯されるのを防ぐとともに、他方では政府の権限が市民の権限によつて侵害されるのを守るのである。<sup>(32)</sup>例えば政府は市民の権限に属する言論の自由を廃棄する権限を持たない。それ故彼はビスマルクが社会主義者に向けた抑圧政策に反対した。<sup>(33)</sup>しかし市民は未成熟で劃一化された政治上の判断を極めてデリケートで危険でさえある外交政策において政府に強制する権利を持たない。<sup>(34)</sup>それ故外交政策は一時的に信頼に基づいた独裁制 (temporäre Vertrauensdiktatur)<sup>(35)</sup>によつて行われるべきであつた。かようにして未成熟にして感情的煽動によつて誤導され易い世論が外交優位の原則を無視し、これを侵犯することを憂慮して、彼は國民大衆から外交政策を遠ざける手段を求めたのである。それ故彼は市民社会における個人の自由という彼自身の理想の弱点を無防禦のままに放置することとなつた。外交上の事項を國家生活において根本的彼割を果すべきであると強調したため、個人の自由と國家の必要との間の關係を規定することが彼には極めて困難となつたのであつた。

信頼に基づく独裁制はその権限を外交上の領域に限定するとはいへ、それは不可避免的に外交上の行為以上のものを暗々裡に含んでいる。何故なら、彼の強調する如く外交と内政とは極めて密接不可分離な関係にあるからである。それ故信頼に基づく独裁制は国内政策にも強い影響を及ぼさずにはおかないのであつて、それは外交により強く影響された政策、制度を樹立するのに寄与することとなる。

そしてこれらの制度こそドイツにては君主制であり、軍国的制度であり、プロイセンの保守主義的伝統に根ざす諸制度であつた。<sup>(36)</sup>かくして外敵の脅威から国家を守ることに比較するなら、他のあらゆる価値は第二義的な価値しかないという外交優位のこの主張は、信頼に基づく独裁制の権力を支持しつつこの独裁制の権限の限界を漠然たるものにしてしまひ、その権限を外交・内政の全領域に拡げることが可能ならしめることとなる。

たしかに外交優位の法則を内政領域における個人の自由と両立させることは極めて至難な業に属する。しかし彼はこの至難の業を扱わざるを得ない。何故なら個人の自由への彼の要求も外交優位への要求に劣らず強いものであつたら。それ故我々も彼の議論に従つてこの問題を更に内政的見地より取扱つて論を進めたい。

### 三

マイネツケは彼の回想録において次の如く書いている「私が第一次世界大戦前の私の世代の多くの人達とともに夢想した理想は、私自身の内にビスマルクとゲーテの遺産の調和的統一を實現し、かくして権力と精神との新たな統一に到達することであつた。ビスマルクと彼が我々に教えたものとは、我々の意識的な思想と行為の前景において繰返し現れてくるものであつた。しかしゲーテの世界もそこでは不可欠を補足であるように思われた」<sup>(37)</sup>。

これらの言葉は一九一四年以前において、彼もその一員として生活していたドイツ国民国家の現実とその運命とを探求しつつあつた時の、彼の感情、雰囲気の忠実な反映であるといつてよい。そしてそれにおいてビスマルクの占める比重の大きさが、マイネツケの外交優位の原則についての主張の強さを示している。しかし自由なる個性の象徴であるゲーテは彼の思惟の不可欠の補足であり続けた。「個性の深淵」<sup>(38)</sup>、「個人の不可譲渡的権利」<sup>(39)</sup>、「筆舌につくし難き個性」<sup>(40)</sup>、彼にとつてはこれらのものこそゲーテの遺産であつた。

それ故ビスマルクのゲーテとの総合的調和を志向した彼の思想を、たゞ単にビスマルクの見地―外交優位の見地―からのみ取上げるとは片手落ちの感を免れない。我々はゲーテの見地からも彼の政治思想を追求し、これらの総合的調和へもたらしてはじめて彼の思想を充実な意味において語り得る。かくして我々は次にゲーテの見地即ち個人の自由の見地から彼の政治思想を考へて見なければならぬ。

彼における「個人の自由」という要素は、端的に言つてプロイセン改革の理想が彼の生涯を通じての導きの星であつたという点に示されている。プロイセン改革の理想は彼にとつては、「国家と人類の理想が統一され……自分自身の生活を心行くばかり生きる可能性がそれぞれの身分にあたえられていた啓蒙された思想」<sup>(41)</sup>であり、「輝かしい永遠の思想」<sup>(42)</sup>であつた。確かに彼における「個人の自由」、「人格の尊厳」、「個人の不可譲渡的権利」の諸理念は、ゲーテ、シラー、W・フンボルト時代の文化的精神的遺産に負うている。それ故ここにおいてもプロイセン改革についての彼の研究において示されている見解から始めなければならない。

プロイセン改革についてのマイネツケの評価の核心は、国家は人間の自由の理想に役立つし、又そうであらねばならないということであつた。確かに当時の多くの知性が文化的領域において自らを顕現しようとしたとき、現実の政治が

ら遠く隔つたところにおいて、永遠の理念へと自らを高めようとしたことを彼はよく理解していた。<sup>(43)</sup>しかし革命戦争とナポレオンの脅威は国家を破滅の危機におとし入れた。それ故、もし国家が破滅してしまふなら、力強く且つ自由なる国家生活がないなら、この時代のドイツの思想家によつて説かれた人間の自由の理想も実現せられないであろう。自らを守ることに、そして国内の政治的社会的崩壊を止め得るように国家を再建すること、これがかような破滅の危機に対して彼が見出し解答であつた。それ故人間の自由という理想による国家の再建、即ちプロイセン改革は、「理想が現実に下りて来た」(von den Idee zur Wirklichkeit herab) 最初の偉大な歩みとして看做されねばならない<sup>(44)</sup>のである。「国家へ下りて行く」(niedersteigen zum State) ことによつて、ドイツの精神は自分自身を、国家を破滅の危機から救つたのみならず、後につづく世代のために豊饒な内的価値や創造的力、幸福の源泉を確保したのだつた<sup>(45)</sup>。

(傍点筆者)

当時のドイツの多くの思想家が政治と国家へ趨く過程を、「下りる」として彼が叙述していることは興味深いことである。この事実は彼の価値規準においては国家そのものが人間の努力の至高の目的ではなくして、個人の自由、精神が至高の目的であることを示すとともに、国家は人間の精神的価値を実現するために選び取られた手段であつたということをも示している。そして権力が国家の根本的要求であるとするなら、国家と権力は永続的な精神的価値を創造し、実現しようとする人々にとつて第一の要因であつたと言えよう。

かように彼によれば、個人の自由、人間の精神的価値は必然的に国家と権力とを必要とする。それは精神の世界から現実的政治的世界へ志向するプロセスであつたが、このプロセスは次の如く補足されている。「国民国家を力強く且つ生氣あらしめつつ維持する力には二つある。一方は堅固で、より恒常的なものであり、他方は柔軟性に富み、より流動

的である。国家の制度は実体的で堅牢であらねばならぬ。国家の最高機関の権力と權威、行政機構の確實性、特に軍隊の規律は……そうであらねばならぬ。……そして国家は国家のあらゆる制度を接合しているところの歴史的に根ざし、試煉にかけられた伝統と連続性を持たねばならない。これらの制度は、もし国民的共同体や社会の諸集団よりする生命の流れによつて浸透させられないならば、単独にあるにせよ、他の制度と結びついてにせよ、何れにせよ永続的に自己を主張することはできないであろう。そしてこれらの生命の流れは個人の魂から生ずる。この生命の流れは精神的・道徳的エネルギーを生み出すとともに国家の権力を支持し、国家それ自身を理念へと、文化的生活における最も偉大な精神的力の一つへと高めるところの目的をも生み出すのである<sup>(46)</sup>。精神から国家へのプロセスはここでは国家から精神へのプロセスによつて補足されている。人間の自由と文化は国家の権力に依拠せねばならぬとの命題に、国家に生命をあたえる自由なる個人なくしては国家は完全に活動し得ないとの主張が付け加えられ、かくしてこの二つのプロセスの相互関連は完成する。それ故「プロイセンの権力政治と自由主義的改革とがプロイセン国家の単一の思想の異つた機能にすぎない<sup>(47)</sup>」のであり、プロイセン改革の目的は、「国家権力の緊急の必要のためのみならず個人、国民のために、文化と人格性の最高の価値のために努力する<sup>(48)</sup>」ことであつたのである。

マイネッケが外交優位の原理を展開した場合の至上の權威であつたランケは、この場合においても彼の導きの星であつた。確かにランケは外交優位の原則から権力国家を主張したが、「ランケは軍隊と貨幣によつて支持された単なる権力国家にすぎない国家がつねに国民国家であるであろうということを否定した<sup>(49)</sup>」のだつた。ランケもやはり文化的精神的目的を国家に果さねばならぬと主張した。それ故国家の自律性についてのランケの教説は単なる国家の栄光化ではなかつた。このことは次のようなランケの見解において明らかとなる、「国家の生存の条件は、国家が人類精神のための



表現の新しい通路を創ることであり、この精神をユニークな形で接合し、それをつねに新しく開示することである。これが神から由来する国家の使命である<sup>(50)</sup>。

ランケやプロイセン改革の担い手達と同様マイネッケにとつても国家は人間の自由のための手段であり、自由は国家の基盤、国家の目的であらねばならなかつた。何故なら、「人類の内的自由があらゆる価値の中の最高の価値であるという考えは、プロイセン改革時代の人々にとつても現代の人々にとつても不可欠のものであり<sup>(51)</sup>」、「国家は市民と人間の道徳的自由、尊厳に依拠すべきであり、国家の自由においてこれらの自由と尊厳とを保障すべきであつた<sup>(52)</sup>」から。

国家は人間の自由の創造的手段であるとの主張においてはランケとプロイセン改革の改革者達とは一致していた。しかしこの一致点に到達した道程は極めて異つていた。前者は手段としての国家に第一義的な関心を抱いた。それに反して後者は目的としての人間の自由に根本的な関心を寄せた。フィヒテ、W・フンボルト、シュタインらプロイセンの改革者達は現実の政治に足を踏み入れる前に何よりも国家に対する懷疑主義を克服せねばならなかつた。しかしランケは克服すべき懷疑主義を国家に対して抱いてはいなかつた<sup>(53)</sup>。改革者達は国家を超越した自由なる個性の価値を保持し続けたのであり、この自由なる個性は時としては国家と対立するかもしれないものであつた。シュタインも人間の自由という目的のために具体的な国家の利益を犠牲に供する用意があつた<sup>(54)</sup>。かように改革者達は、もし国家が人間の自由のために奉仕するという義務を果さないならば、国家に抵抗し、国家を放棄せねばならなかつたであろう。しかしランケは決して国家と個人の自由との間にアンチノミーを感じなかつた。彼にとつては人間はその存在の本質から国家の内部においてのみ生存し得る。人間は国家を離れては生存し得ない。彼には国家と無国家状態とを選ぶ自由はない。人間はつねに国家内存在であつた<sup>(55)</sup>。

マイネッケにとつてはランケの思想も改革者達の思想もともに真実であつた。たしかに彼は改革者達の国家に対する非現実的な態度や見解を非難した。<sup>(56)</sup>しかしそのような場合でさえも、「改革者達は我々をして……永遠的なものへ向う感受性に火を点じた。もし国家が冷酷にして抑圧的な権力ではなく、粗暴にして恐怖すべき概念でないなら、ドイツにおける我々は先づ彼らの仕事に敬意を払わねばならないであらう」と述べる彼は改革者達と同様に個人と国家との間の対立を理解していた。しかし彼は個人の自由と国家組織との間の関係を改革者達よりはより複雑に、国家が人間に対して有している拘束力、規定力を彼らが想像したよりははるかに強いものとして理解していた。そして彼は、人間は不可避免的に政治的人間であり、個人は国家を離れては生存し得ないというランケの見解に賛成であつた。たしかに個人は何ら具体的な政治社会との結びつきがなかつたならば、歴史的に見て意味深い役割を果すことができないであろう。個人は抽象的な、具体的なものに分化していない人類には奉仕することはできないのである。

かような確信が彼を固く国家と結びつけた、即ち祖国ドイツと解き難く結びつけた。しかし彼がプロイセン改革者達から自らの思想の中に導入した人間の自由についての信念は、彼をして国家一般に対しても彼の生きている現実のドイツ帝国に対しても精力的な批判をなさしめることができた。かようにドイツ帝国、ビスマルク体制に対する彼の批判の根柢に存していたのは、彼が自らの思想の中に、相矛盾するものを含むランケと改革者との双方の見解を抱懐していたという事実なのである。

それ故彼はランケの見地によつてビスマルクの建設したドイツ帝国に固く結びつけられ、それに根ざしていることを感じていたが、しかしビスマルク体制によつて彼の所期する国家生活、政治生活が達成されたとは感じていながつた。むしろそこには深い空虚の感情が存した。<sup>(59)</sup>彼はビスマルクの成就した事業を評価して、ビルマルクが彼の事業を達成し

た場合、国民の極く少数の人々がこれに参与したにすぎず、一にぎりの少数者が国民の本質を代表し、この少数者が国民の大多数を指導せねばならなかつたと語っている。<sup>(60)</sup>彼はドイツ国民国家の建設においてビスマルクの果たした役割を承認したが、ビスマルク体制の設立に国民大衆の参加の欠除したことを彼の体制の大なる欠陥と看做した。「国民自身によつて達成された成果があまりに少なすぎた。国民はあまりにも強力な指導者の手中にある道具であつた。国民は国民自身の活動によつて強力になり、成熟せねばならなかつた」<sup>(61)</sup>。

ビスマルク体制の出発点におけるこの弱点が体制の基盤を深く動揺させることとなつた。確かに彼は国際政治によつてドイツに課せられた必然性としてプロイセン主義的軍国主義的権力国家的体制を深く意識していたが、他面かようなプロイセン的権威主義的伝統が内政面に作用する脅威を鋭く認識していた。彼は上からの方向づけと下からの参加の欠除に第二帝制におけるドイツの政治の最大の問題性を看取つた。そして事実第二帝制の進展とともに国民大衆の漸次的な政治的成熟と政治への積極的な参与の代りに、「国家から国民大衆の疎外の増大が見られ」<sup>(62)</sup>、支配階級のエリートと労働者階級との間の溝は深まり続けた。かかる洞察が彼をしてF・ナウマンのリベラルな社会改革へ強い共感を寄せしめ、「国民国家のために……労働者階級を勝ち得ることに寄与することが私の指導理念であつた」<sup>(63)</sup>と述べしめたのである。

以上のようなビスマルク体制に対する彼の疑惑は終極的には次の二つの根本的な問題へと導く、即ちビスマルク体制は「支配者に望ましいものであつた如くに被支配者にとつても望ましいものであつたかどうか、又ビスマルクの統治体制が歴史的持続性の正当な根拠を有しているかどうかの問題であつた」<sup>(64)</sup>。それはビスマルクの国民国家が真の国民的統一を実現し得たか、又国民国家が後々まで存続し得るかどうかの問題である。一九〇六年より一九〇七年にかけて「世界市民主義と国民国家」を執筆していた時、彼はこの疑問を慎重に疑問のままにとどめておいた。そして第一次世界大

戦の勃発直後ドイツ国民が自発的に示した統一への努力―特に社会民主党の示したそれ―に深い感動を覚えながら、これらの疑問が肯定的に答えられたと彼は信じた<sup>(65)</sup>。しかし第一次大戦の進展とともに彼はこの解答に批判になるとともに、その解答を否定せねばならぬことを知らねばならなかつた<sup>(66)</sup>。

何れにせよこれらの疑問が第二帝制の時代を通じて彼に存在し続け、ドイツ国民国家の現実に対する考慮と反省を絶えず彼に強いた。そして支配階級が自己の利益と国民の利益とを同一視し、国民の概念を濫用、曲解している現実を懸念して、彼は真正の国民の概念を「国民の理念」と看なしてナショナリズムと區別し、後者を国民の概念の歪曲、曲解と考えるようになった。彼は次の如く述べている、「我々は自由なる人間として、個人として、教養ある人間としてであつて、ステロタイプの愛国者として国家に奉仕すべきではない。近代ナショナリストは客体としての権力の権利を過度に強調しすぎた。かような状況においては、支配階級の利益は極めて容易にナショナリズムの中にこつそりと引き入れられる。その際、国民の核心的な自由の理想は因習的ドグマになつてしまふ。……そしてナショナリズムは自由にして多面的な……国民文化としてではなくして、図式化され因習化された国民文化を維持し続けるだけである<sup>(67)</sup>」。

彼は真の国民の概念がその分裂的腐敗的形態としてのナショナリズムを克服することを希望し、克服し得ることを信じた。そして彼は個人の生命の内部におけると同様に民族の生命の内部においても相互に対立し合う矛盾相剋が現れるにも拘らず、生命の深みから生ずる根本的な衝動、要求も存在することを知っていた。「一般の人々の理解するところでは、これらの対立を穏かで角のとれた無関心にまで鈍磨することによつてこの問題を取扱うように努めるか、一面的に極端化することによつて一方又は他方を支持するように選択するか何れかが存している。しかし偉大なる人間的歴史的な見通しにおいて考察するならば、二律背反が個人と民族の双方の道徳的生命に内在していることが理解される

であろう。このことはあらゆる悲劇の根源である。しかし対立する諸力が共に結びつく陝隘な道が発見された時、その二律脊反が最高度の生命力を発揚し得るであろう<sup>(68)</sup>。そして国民こそ彼にとつてこの狭隘な道であり、この国民において権力と精神、權威と自由という対立し合う諸力が最良の形をとつて共に進むことができるのである。

彼は国民が人間の真の大世界であるという命題をあくまでも主張する。個々の個人を国民たらしめる凝集力は個々の成員の親近さ (propinquitas)、血縁的紐帯、共通する文化的伝統の結果である<sup>(69)</sup>。かくしてこの生命の根源から生ずる根源的なものが、自由な社会にとつて不可欠である個人間の信頼の基盤を創造したと彼は感じた。そして国民が人間の自由の大いなる力であることを立証した十九世紀ヨーロッパの歴史の展開は、彼の以上の如き信念をますます強めるのに役立つた。かような根源的なものに基く国民の概念は経済的宗教的階級概念よりもはるかに包括的な概念である。何故なら国民の概念には、国民の各成員が国民であることによつて、国民という政治社会において政治的に参加する権利を有するということ、又国民という政治社会において政治的責任を有するということの二つを含んでいた。国民の理念は国民の各成員を市民たらしめ、自己目的と看做さるべき権利をあたえ、「各市民に自らの尊嚴を賦与した<sup>(70)</sup>」。

彼はこの主張をより確固たらしめるために、実例としてプロイセン改革時代における国家と兵士との關係を取上げる。「兵士に対する人間の尊嚴の賦与は、啓蒙思想家が折ある毎に夢想した如く、単に法令化しただけでは可能とはならない。：兵士に対する人間の尊嚴の賦与への道は国民を經由している。もし兵士が彼の職務によつて課せられた労多き義務を単に外的束縛としてではなく、祖国に対する内面的にして人格的な義務として看做すなら、その時は彼は人間性の理想である道徳的人格性を成就したであろう<sup>(71)</sup>」。「兵士をより一そう信頼し得るが故に、兵士により一そうの自由をあたえ得る。かようにより一そうの自由を認めることは、兵士により多く彼の人格的能力に訴え、彼を遇するにより人間的

な、より一そう名譽を重んずる方途を要求する。…一七八九年の理想の最善のものである国民と個人の同時的昂揚はここににおいてその實際的効果を顕し、それを証明した<sup>(72)</sup>」。

以上においてマイネッケが描こうとした中心テーマは、プロイセン改革における市民としての、兵士としての個人であつた。そしてその場合市民とは国事へ参加する個人を意味し、その充実な意味における参加とは、個人の最大限を要求する軍事的権力としての国家の機能の意味における国家へと、自発的意志にもとづく奉仕で以つて参加することであつた。そしてこのような参加が一八一三年のプロイセンの解放戦争において現実に成就された時、彼はそこに国民が顕現するのを見た。「その時までドイツ民族が現実に存在していたかどうかについて疑問をはさむことができた。又人民を立上らせようとする愛国者達の改革の理念、改革案は、個々の改革者達がともに抱いた仮定であり、理想の反映でしかなかつた民族の概念を考慮に入れていたかどうかについて疑問をはさむことができた。一八一三年の春はこの疑念を一掃した。…それで以つてプロイセンが斗つた規律と精力とにおいて、人は国民そのものの意志を感取した<sup>(73)</sup>」。

マイネッケはこの解放戦争において、理性と情熱、精神と権力、自由と權威とが歴史的目的を実現せんがために結合している強力な個人としての国民が、行動しているのを見た。これこそ彼にとつて、個々の個人を共通の政治的精神的努力において結びつけつつ、個別的な人間を超えた人格性の結晶化したものに外ならない。そしてこの結晶化は国家が具現しなければならぬ理想であつた。かような結晶化こそ国民の理念なのであつて、国民の理念のみが自由意志に基づく、市民の国家への参加をもたらすことができ、又かような参加によつてのみ国家を人格性に高め得るのであつた。彼の次のような言葉は以上のことを端的に要約したものであつた、「国家に対する我々の関心と我々の思想のすべてを正当化するものは、国家が理想的にして超人格的なものを具体化した人格性であるという深遠な認識であつた。この認

識は共同社会の感情と個々の市民のエネルギーが国家に浸透し、国家の国民国家への変様もたらされた時にのみ、十分に到達され得るであろう<sup>(74)</sup>。かように彼によれば国民国家は大文字で書かれた個人であり、それ故個人の自由の抑圧の懸念の殆んど存しない政治的結団体であつた。そして彼が、「近代国民思想の時代が個人的自由へ向う運動の時代の後に直接<sup>(75)</sup>に続いていくことは何ら偶然ではない」と主張しているのも、十分首肯できるのである。

個人の人格性の国家への転位というマイネッケの思想に特に重要な寄与をなしていると思われるのは、W・フンボルトの思想である。フンボルトは先づ個人を見、国民が個人の上に聳え立つのを見、そしてこの両者の関連についての理解を深めて行つた。彼の思想の結論は、彼がドイツの政治の未来について思索した一八一三年十二月の覚え書の中で述べている「自然が個人を国民へと統合し、人類を諸々の国民へと分割したやり方には、彼自身では取るに足らない個人と、個人においてのみ自らを表現する種族とを、釣合ひの取れた漸次的にして力強い展開の真の道において保つべき一つの測り難く奥深い神祕的な手段が存している<sup>(76)</sup>」という叙述であつた。そしてこの叙述によつてフンボルトは国民が政治上の理想的な組織であり、個人と国民との間のユニークな関係は、他の如何なる組織も有して得ないものであると主張しているのである。

それ故フンボルトのこの思想はドイツ政治思想の伝統をなす人格性の国民国家への投射、転位であり、マイネッケ自身もこの伝統に属する人であつた。しかもマイネッケは政治生活への市民の参加を実現すべき手段を見出すのに強い関心を抱いていた。そして国家が人格性を有するのであるなら、人格性を国家へと転位させた彼の思想には、国民国家は自らの中に市民的な諸価値と諸目的とを具体化しているのだとの主張が包含されている筈だ。もし国家が超個人的人格であるなら、それはあらゆる次元における人間の価値を、人格を構成している全要素を表現しているものであらね

ばならない。<sup>(77)</sup>

以上の如く、国家における個人の自由の問題は、国民の理念、国家人格なる概念に到達した。しかし国家に対する人格性の賦与という彼の思想は、彼の外交優位の原則の主張との関連において理解されねばならない。この国民の理念国家人格性についての主張は、彼の外交優位の原則に重要な意味を有しているのである。そして外交優位についての彼の主張の要点は、国家の主たる関心は対外的脅威に対処するために払わねばならず、この対外的配慮は内政上の諸関心に優先すべきであり、それ故に民衆の気まぐれな国民大衆の感情的な見解が国家の対外的安全保障を維持するために必要な、デリケートにして高度に複雑な外交政策に干渉、介入すべきではないということであつた。しかし一方では国民の理念についての彼の思想において、彼は国民大衆を政治生活へ参加させるために努力し、国家が市民を自己目的として取扱うべきであり、単に国家権力的手段として取扱うべきでないと主張した。そして彼はこの二つの主張―即ち「個人の不可譲渡的な権利と国家の不可避免的にエゴイスティックな権力的本性との間の統合を探求した」<sup>(78)</sup>。

マイネッケはかような統合が国民の理念によつて達成され得ると信じた。何故なら、国民とは自らの中に歴史的連続性と複雑性を担い、且つそれを意識した共同体なのであつて、単に国家の束縛を取除き、個人的目的を主張する個人のエゴの一時的集団ではない。国民の理念は彼によれば貴族制又は民主制の何れにもまして国家と同質的であり、それに反して後二者は双方ともその包容し得る幅は国民よりも狭隘である。<sup>(79)</sup> この両者の主として関心するところは全体としての国家の福祉ではなくして、特殊な目的に向けられていた。貴族制は国民の全部の個人が政治に参加することを否定し、選ばれた少数者に政治への参加の権利を限定し、民主制は社会組織におけるヒエラルキーの法則を嘲笑し、陶冶されたエリート<sup>(80)</sup>の判断を瞬間的で気まぐれな多数者の意志に置き換える。それに反して国民の理念は経済的社会的知



的差別を無視する、そして万人に、彼が国民の一員であることによつて政治への参加の権利を賦与する。それ故国民の理念は貴族制、民主制よりも包容力がゆたかであり、少数者の統治を言う貴族制の命題にも、多数者の統治を言う民主制の命題にも束縛せられない。<sup>(81)</sup> 更に国民の理念は成員全部の政治的参加を前提とするがヒェラルキーの原理を排除しない。かくしてこれは個人の政治的参加を保証するとの見地において内政的側面に適合する一方、対外的な安全保障を確保せんがために複雑なヒェラルキー的組織に依拠せざるを得ない国家の対外的側面にも適合するのである。

たしかに彼の国家把握には、外交優位の原則より引き出された権力という要素が大なる比重を占めている。しかし共通の居住地、共通の血統、共通の言語、共通の精神生活によつて鼓吹された親近性の感情から引き出された彼の国民概念は、矢張り第一義的には文化的な意味合いを帯びるものである。その故にこそ彼の国民の理念は国家に人格性の理念を結びつけ、国家を単なる権力組織から、国家の全成員の自由と目的とを重んじ、かような自己目的としての個人を包摂する共同体へのメタモルフォーゼをもたらし得たのであった。かように国民を媒介として国家に人格性を賦与したることによつて、彼は国家を単に権力目的として形成された組織と看做するのではなくして、多目的な制度として国家を把握したと言ふべきであろう。それ故、彼の国民国家は外交優位より導き出される必然性にも、又個人の自由の要請にもある意味においては答え得たのであった。

#### 四

以上外交優位より要請せられた必要性と、内政において要請せられた市民的自由との綜合が、即ちビスマルクとゲーテの綜合が国民の理念において到達される過程を辿つて来た。しかしこの国民の理念がこの二つの要請に十分に耐え得

られ、十分に持続し得る程堅牢であるかどうかについては疑惑をはさむことができよう。既に指摘しておいた如く、一九一四年の第一次世界大戦勃発という国民的熱狂のうちに成就されたと彼が信じた彼の国民の理念の現実の顕現が、戦争の後期には彼によつて否定せらねばならなかつたという事実が、何よりも明らかにこの疑惑の正当性を示しているように思われる。戦争の進展とともに、戦争について彼が抱いていた希望と期待を脅かす危険が高まつて行つた。そしてこの危険は国内的には過激なナショナリストによる国民的統一の破壊、対外的には戦争の肥大化による恐るべき犠牲を、戦争そのものの合目的性の喪失をもたらした。それ故彼は第一次世界大戦以前においては、国民の理念で以つて「この問題を充全な鋭さにおいて感受していなかつた。彼は戦前の時代において、国家に多くの価値を賦与しつつ、その中のいくつかの価値が致命的な矛盾において衝突する可能性までは検討するに到らなかつた」と言えよう。彼は国民の理念は国民国家が権力目的のみならず、文化的目的にも関心を抱くことを要求し、そしてこの関心が国家権力を制限することを期待した。この期待は実現されたであろうか。肯定的には答えることはできないであろう。

何れにせよ彼の国民の理念に内在する限界は第一次大戦の危機の時代において明白に示された。そしてこの限界は、彼の国民の理念が外交優位の原則と国家人格の理念との双方を包含し、後者で以つて前者より引き出された国家権力を制限しようとした点に存すると言ひ得るであろう。

#### 註

- (1) H. Heffter, Vom Primat der Aussenpolitik, H. Z. Bd. 171, Heft 1, 1951, p. 1.
- (2) F. Meinecke, Sammlungspolitik und Liberalismus, in: F. Meinecke Werke Bd. II (以下 Werke II 略) p. 41.  
一九一〇年に書かれたこの論文はマイネッケが時事的な政治評論を行つた最初のもので、その意味においても重要である。
- (3) Meinecke, Rankes Politische Gespräch, in: Vom geichtlichen Sinn und vom Sinn der Geschichte 1951, p. 30.

- (4) Heffer, op. cit., pp. 1~2.
- (5) 彼は内政優位の思想について次の如く述べている。「この国家学説とは自然法学説であって……国家目的を探求する場合に被治者、個人の利益と福祉とを前景におくものである。」Vom geschichtlichen Sinn, pp. 32~33.
- (6) Ibid., p. 112, 両者ともに国民国家を確信していたが、その場合でもランケは国家に重きをあたりに比して、マイネッケは国民に決定的に重要な意味を賦与した点にこのことが明らかを示されている。Meinecke, Weltbürgertum und Nationalstaat, 1919, (W. u. N. 7 登) p. 299.
- (7) W. Hofer, Weltanschauung und Geschichtschreibung, 1950, p. 28.
- (8) R. W. Sterling, Ethics in a world of power, 1958, p. 13.
- (9) Werke II, p. 13.
- (10) Meinecke, Die Idee der Staatsräson in der neueren Zeit, 1957, Werke I に附かれた W. Hofer の序文及び、同 2 へ Hofer, Geschichte zwischen Philosophie und Ethik, 1956 に於ける Meinecke als politischer Denker における論及を参照。
- (11) Sterling, op. cit., p. 14.
- (12) Werke II に於ける G. Kotowski の序文及び拙稿 F・マイネッケの国民国家思想(上)史学三五卷一号九七―九八頁を参照。
- (13) Sterling, op. cit., pp. 165~166.
- (14) 「…国家利己主義は、権力の自己主張への無情残忍なる衝動は、たとえそれが歴史的に条件づけられ、細分化された形で現われるにせよ、その本質において無条件的部分である」。Grundzüge unserer nationalen Entwicklung bis zur Reichsrundung (1915~1916) in: Preussische-deutsche Gestalten und Probleme, 1940, p. 40. その外にマイネッケの著作の多数の箇所において指摘し得る。
- (15) 例えは Vaterlandspartei und deutsche Politik, Die Hilfe, No. 47, November 22, 1917, p. 107. この問題については Sterling, op. cit., pp. 164~205 及び 拙稿を参照。
- (16) その代表的なのが Das Leben des Generalfeldmarschals Hermann von Boyen, 1896/99. Das Zeitalter der

deutschen Erhebung, 1906. W. u. N., 1908, 266ff.

- (17) Das Zeitalter der deutschen Erhebung, 6 Aufl. 1957. (Erhebung 266) p. 113.
- (18) Ibid., p. 131.
- (19) Ibid., pp. 129~130.
- (20) この憲法は上下両院に対する国王の無期限の解散権、議会解散中は任意に法律を出し得る大臣の権限等を認めていて、權威主義的、反動的色彩があつたが、それでも男子普通選挙権を認めたかなり自由主義的なもので、当時模範的な立憲君主国憲国と考へられていたベルギー憲法を參照したものであつた。
- (21) 傍点の附した文章は筆者が補足挿入したもの。
- (22) Meinecke, W. u. N. p. 457.
- (23) Ibid., p. 526.
- (24) Ibid., p. 533. これは一九一五年に出版した第三版に附した後書から引用。
- (25) Meinecke, Kultur, Machtpolitik und Militarismus in Deutschland und der Weltkrieg, 1915, p. 641.
- (26) W. u. N., p. 104.
- (27) Sterling, op. cit., p. 84.
- (28) Meinecke, Vom geschichtlichen Sinn pp. 29~30.
- (29) W. u. N., p. 299.
- (30) Meinecke, Die Reform der preussischen Wahlrechts (1917), (27 Reform 266) in: Werke II, p. 164 以下は次の如く述べられている。「我々は議會においてのみならず、考え深いあらゆる民衆においても、出来るだけ真面目に且つ鋭く外交上の諸問題が、取扱われることを強く希望する。しかし真面目且つ根本的にこの問題を取扱うようになればなる程自らの意に反して、恣意的に且つ唐突に提出される民衆の判断に批判的にならざるを得ず、外交問題について堂々めぐりをしてゐるにすぎないディレクタントの大衆に拒否的にならざるを得ない。…」
- (31) Ibid., p. 165.

- (32) Ibid., p. 150.
- (33) Meinecke, Sammlungspolitik und Liberalismus, Werke II p. 40.
- (34) Reform, Werke II, pp. 165~166. 以下はトイトマンの著述にトイトマンの見解が述べられている。
- (35) 上の tempöräre Vertrauensdiktatur 以下は Der Sinn unseres Wahlkampfes (1912) in: Werke II, p. 51 以下は Reform, Werke II pp. 146~173 の数箇所に於いて述べられている。 Cf. G. Kotowski, Parlamentarismus und Demokratie im Urteil F. Meineckes in: Festschrift für H. Herzfeld, 1957, p. 193.
- (36) 上の改革以下は Reform, Werke II, pp. 152~153 以下は討論の要約である。
- (37) Meinecke, Strassburg, Freiburg, Berlin 1901~1919. Erinnerungen, 1949, p. 284.
- (38) W. u. N., p. 63. トイトマンの表現を彼の他の著作においてもしばしば用いている。
- (39) Erhebung, p. 125.
- (40) Vom geschichtlichen Sinn, op. cit., pp. 57~58.
- (41)(42) Meinecke, Das Leben des Generalfeldmarschalls von Boyen II. p. 390. (Boyenへの言)
- (43) Erhebung, p. 11.
- (44)(45) Ibid., p. 63. 上の「下へ行く」(herab od. niedersteigen) という比喩は彼の思想において重要な意味を持つ用語である。その用法は以下に示す。彼は“Erhebung”や他の初期の著作においてもしばしばこの表現を用いている。
- (46) Meinecke, Reich und Nation von 1870 bis 1914 in: Staat und Persönlichkeit, 1933, p. 165.
- (47) W. u. N., p. 338.
- (48) Erhebung, p. 55.
- (49) W. u. N., p. 299.
- (50) Ibid., p. 301. 上のトイトマンの著述は Ranke, Frankreich und Deutschland, p. 73. での引用。
- (51) Erhebung, p. 52.
- (52) Meinecke, Die deutsche Freiheit, 1917, p. 23.

- (53) この点についてはW.フォンボルト、フイヒテやその他の改革者達の見解は *Erhebung*, p. 35 において、ランケのそれは W. u. N. p. 301 において詳述されている。
- (54) W. u. N., p. 328.
- (55) W. u. N., p. 297, p. 299.
- (56) 拙稿「F. マイネッケの国民国家思想について」(I) 史学第三五卷第一号、一〇七—頁一一〇頁。
- (57) *Erhebung*, p. 136.
- (58) W. u. N., p. 299.
- (59) 彼はユスマルク体制下に生活している自分達の世代を「ほとんど解決し難いように見える重大な社会問題の重圧の下に喘いでいる若き世代」と表現している。Boyen II, p. 390.
- (60) Meinecke, *Die deutsche Erhebung von 1914*, 1914, p. 16.
- (61) *Ibid.*, pp. 18~19.
- (62) Meinecke, *Erinnerungen*, p. 126.
- (63) *Ibid.*, p. 123.
- (64) W. u. N., p. 518, p. 524.
- (65) Meinecke, *Sozialdemokratie und Machtpolitik* (1915) in: *Werke II*, p. 114.
- (66) 一九一六年以後の彼の諸論文においてかような態度を見ることができぬ。例えば *Die deutsche Freiheit*, op. cit., (1917), *Vaterlandspartei und deutsche Politik* (1917).
- (67) Meinecke, *Nationalismus und nationale Idee* in: *Die deutsche Erhebung von 1914*, op. cit., p. 91. 又この論文は *Werke II* pp. 83~95 に採り込まれている。
- (68) Meinecke, *Deutscher Friede und deutscher Krieg* in: *Die deutsche Erhebung von 1914*, p. 53.
- (69) W. u. N., p. 1.
- (70) *Erhebung*, p. 106.

- (71) Ibid., pp. 106~107.
- (72) Ibid., p. 48.
- (73) Ibid., p. 121.
- (74) W. u. N., p. pp. 10~11.
- (75) Ibid., p. 9.
- (76) Ibid., pp. 194~195.
- (77) かような国家の人格化、即ち個体化作用については Hofer, *Weltanschauung und Geschichtsschreibung* 特に pp. 412~485, 又は拙稿「フリードリヒ・マイネッケの個性性の理念について」史学二八巻第三―四号を参照。
- (78) *Erhebung*, p. 76.
- (79) マイネッケのデモクラシーについての見解に関しては cf. Kotowski, *op. cit.*
- (80) デモクラシーの多数決による統治形態についての彼の批判は戦時中に書かれて、英仏の戦時中の諸政策を非難した諸論文において特に顕著である。彼は市民の政治への参加を熱望したが多数決の原理が大衆の一時的激情を制御し得ず、それに迎合し煽動政治への途を開くことを憂慮した。Reformの多数の箇所においてこのことは言及されているが、例えば「議会の多数に基づく内閣は決定的な時において奔流する大衆の激情に反抗する勇氣をもたぬ。そして一度大衆のこの激情の渦に巻込まれるや政治家として持たねばならぬ理性へ復帰することがますます困難となる状況が作り出される。民衆の激情を急激に目覚めさせ拍車をかけ、不吉な衝動力をひき入れる可能性が議会的政府に誘惑的な作用を及ぼすのである。」*Werke II*, p. 164.
- (81) マイネッケは立憲主義を近代政治に必然的なものと考えていたがそれをデモクラシーと同一視しなかつた。彼は、憲法が存しようとなかろうと、より重要なことは政治への人民の精神的、道徳的参加が確保されることであるとのランケの見解に共感を寄せている。Cf. W. u. N., p. 299.
- (82) Sterling, *op. cit.*, p. 138.